

年賦課金に係る上場継続年数割引制度の導入について（案）

平成 22 年 6 月 22 日
株式会社大阪証券取引所

項 目	内 容	備 考
趣旨	<ul style="list-style-type: none"> 当社は、平成 3 年に株式売買システムを導入し、現物市場の利便性向上を図ってきたが、今般、株式売買システム導入 20 周年を機に、長期間の上場を促進する観点から、上場継続年数 20 年以上の上場会社に対する年賦課金の割引制度を導入することとする。 	<ul style="list-style-type: none"> 当該株式売買システム稼働時の取扱対象であった市場第一部・第二部に所属する上場会社を対象とする。
概要	<ul style="list-style-type: none"> 市場第一部・第二部における上場継続年数 20 年以上の上場会社に係る年賦課金の金額については、従来の方法により計算した金額から 20% 割り引いた金額とする。 	<ul style="list-style-type: none"> 上場継続年数は、上場した年を 1 年目とし、年賦課金の算出基準となる毎年年末に計算する。 上場継続年数の計算においては、既往上場会社が持株会社化等の理由で再上場した場合等における当該既往上場会社等の上場継続年数を勘案する。
施行日	<ul style="list-style-type: none"> 平成 22 年 7 月を目途に施行する。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成 23 年の年賦課金から実施する。 また、速やかに実施するため、平成 22 年の年賦課金について、施行日以降に到来する納入期に係る請求金額から 20% 割り引くこととする。

以 上